

ID: 127

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の証明手数料の徴収		
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第45条の2第2項		
例規番号	平成9年条例第31号		
【根拠条文】 (保管場所の証明) 第45条の2 市長は、使用者の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。 2 市長は、前項の証明を発行するに当たり、芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)に規定する手数料を徴収する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 129

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第47条		
例規番号	平成9年条例第31号		
【根拠条文】 (使用許可の取消) 第47条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、保管場所の使用許可を取消し、又は明渡しを請求することができる。 (1) 第44条の使用者資格を失ったとき。 (2) 不正の行為により使用許可を受けたとき。 (3) 使用料を3月以上滞納したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上保管場所を使用しないとき。 (5) 前各号のほか、保管場所の管理上必要があると認めるとき。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 132

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	不正行為により市営住宅使用料等を免れた者に対する過料		
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第69条		
例規番号	平成9年条例第31号		
【根拠条文】 (罰則) 第69条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、使用料又は入居保証金の全部若しくは一部の徴収を免れた入居者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 139

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>改良住宅の自動車保管場所の証明手数料の徴収</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第3項及び第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第45条の2第2項の準用)</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和61年条例第22号</p>		
<p>【根拠条文】 (準用) 第12条 3 別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。 4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第45条の2の規定による。 (保管場所の証明) 第45条の2 市長は、使用者の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。 2 市長は、前項の証明を発行するに当たり、芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)に規定する手数料を徴収する。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成29年1月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>

ID: 141

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>改良住宅の自動車保管場所の使用許可の取消し</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第3項及び第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第47条の準用)</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和61年条例第22号</p>		
<p>【根拠条文】 (準用) 第12条 3 別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。 4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第47条の規定による。 (使用許可の取消) 第47条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、保管場所の使用許可を取消し、又は明渡しを請求することができる。 (1) 第44条の使用者資格を失ったとき。 (2) 不正の行為により使用許可を受けたとき。 (3) 使用料を3月以上滞納したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上保管場所を使用しないとき。 (5) 前各号のほか、保管場所の管理上必要があると認めるとき。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成29年1月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>

ID: 144

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>不正行為により改良住宅使用料等を免れた者に対する過料</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第1項及び第2項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第69条の準用)</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和61年条例第22号</p>		
<p>【根拠条文】 (準用) 第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第19条第4項、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第51条まで及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第19条第4項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と、第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。 2 店舗等の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第14条、第20条、第37条から第42条まで、第48条、第50条から、第51条及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第40条中「入居者」とあるのは「店舗等を使用する者」と、「同居者」とあるのは「店舗等に勤務する者」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「店舗等の使用料の額」と読み替えるものとする。 【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第69条の規定による。 (罰則) 第69条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、使用料又は入居保証金の全部若しくは一部の徴収を免れた入居者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令和5年4月1日</p>

ID: 145

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の店舗等の使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第2項		
例規番号	昭和61年規則第33号		
【根拠条文】 (店舗等の使用許可の制限及び取消し) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には使用を許可しない。 (1) 店舗等の使用目的以外に使用するおそれがあると認めるとき。 (2) 危険物又は悪臭を発するものなどを保管収納するおそれがあると認めるとき。 (3) 営業の種類が騒音、振動及び悪臭を発生させるなど近隣に迷惑を及ぼすおそれがあるものと認めるとき。 (4) その他市長の指示に従わないとき。 2 使用者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合は、その使用許可を取り消し、明渡しを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 153

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の自動車保管場所の使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条の4第5項
例規番号	平成8年条例第27号

【根拠条文】

(保管場所の目的外使用許可等)

第9条の4 市長は、従前居住者用住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 自ら使用するため保管場所を必要としていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。

4 前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。

5 市長は、保管場所の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保管場所の使用許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。

- (1) 第1項の使用資格を失ったとき。
- (2) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (3) 保管場所の使用料を1月以上滞納したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上保管場所を使用しないとき。
- (5) 前各号のほか、保管場所の管理上必要があると認めるとき。

別表第3(第9条の2及び第9条の4関係)

自動車保管場所使用料

保管場所	使用料月額 円
精道町団地(入居者による使用)	8,000
精道町団地(第9条の4の規定による使用)	14,000
津知町団地(入居者による使用)	8,000
清水町団地(入居者による使用)	8,000
	建物内 10,000

【基準】

根拠条文に同じ。

備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 155

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の自動車保管場所の証明手数料の徴収		
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第15条(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第45条の2第2項の準用)		
例規番号	平成8年条例第27号		
【根拠条文】 (準用) 第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項及び第4項、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から第51条まで及び第69条の規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。 【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第45条の2の規定による。 (保管場所の証明) 第45条の2 市長は、使用者の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。 2 市長は、前項の証明を発行するに当たり、芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)に規定する手数料を徴収する。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 156

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	不正行為により従前居住者用住宅の使用料等を免れた者に対する過料		
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第15条(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第69条の準用)		
例規番号	平成8年条例第27号		
【根拠条文】 (準用) 第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項及び第4項、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から第51条まで及び第69条の規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。 【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第69条の規定による。 (罰則) 第69条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、使用料又は入居保証金の全部若しくは一部の徴収を免れた入居者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 410

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>未納の清算金の繰上徴収</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程 第27条第5項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和40年条例第19号</p>		
<p>【根拠条文】 (清算金の分割徴収または分割交付) 第27条 5 清算金を分納する者が分納にかかる納付金を滞納した場合には、施行者は、未納の清算金の全部または一部につき納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>